第2章　総合周産期母子医療センターの開設

新生児外来を優先

平成18年12月、同年春に閉校した市立高等看護学校の跡スペース（約１５００平方㍍）の活用を進めていた当院は、２号館１階の一部を改造、新生児外来と臨床心理室をオープンした。病院は「現在仮住まいでやっている新生児と臨床心理室の外来を優先させた。患者をゆっくり遊ばせたり、寝返りが打てる待合スペースを確保したい」と説明。

未熟児や重症新生児を治療する新生児センターには、外来部門がなく、退院後の相談や長期フォローのために来る患者や親には、空き部屋などを使って対応していた。病院では手狭になっているセンターを高等学校跡に拡充する方針で、その一環として新生児外来診察室を設置した。18年度予算で７４００万円を改築工事費として計上していた。新設の外来診察室（約65平方㍍）には待合室を確保。床にマットを敷いて、歩けない患者が寝たまま待てるようにした。

臨床心理室は、それまで脳外科内で木曜日だけ精神科の専門医師が来院して診察していた。患者が増えてきたため、外来診察室を新設、診察日も増やすことになった。

一方、２号館２階部分は、同年10月から診療材料を適正に管理するための「物流センター」として稼働

させた。センターは教室2室分をつなげて倉庫に改造。中央材料室から注射器・針、カテーテルなどの消耗品を移した。これまで各診療科の倉庫に少量ずつ持ち込んでいた器材を、一括センター管理して無駄を省き、経費の節減につなげる。寮だった6階は、研修の宿泊に利用することとした。

DICUの開設

平成19年1月、先天的な異常や合併症のため長期間の療育が必要な乳幼児を対象にした「発達支援集中治療室（DICU）」10床を開設した。家庭での介護が難しい長期入院児によって新生児集中治療室（NICU）が満床になり、新たな重症新生児の受け入れができないケースが問題となる中、病院は「長期入院児の受け皿をつくることで、1人でも多くの重症新生児を受け入れたい」と取り組んだ。日本産婦人科医会は「公立病院でのDICU開設は前例がなく、モデルケースになれば」と期待を寄せた。

周産期医療センターには、新生児用のNICUが32床、症状が落ち着いた乳児を対象にしたGCU（回復期治療室）が48床あるが、計80床のうち12床は1歳から6歳の長期入院児が利用する。この中には重度心身障害児施設に空きが無い場合や症状が重く施設で対応できない子供もいる。開設されたDICUは約120平方㍍、ベッド12床。人工呼吸器や吸引装置を備える。救急施設のNICUでは、医療スタッフが常時、集中治療に当たり、入院児と家族のプライバシーを守ることが難しいため、DICUには仕切りを設け、ベッドやいすを置き、面会に来た家族が子どもと添い寝したり、触れ合ったり出来るスペースも確

保した。

日本産婦人科医会の平成16年の全国実態調査によると、ＮＩＣＵに1年以上入院している患者は、把握できただけで１３０人。うち6割は退院の見通しが立たず、「近くに受け皿となる施設がない」とする回答が6割を超えた。長期入院の乳幼児を抱えた中核病院では、重症の患者が続くとＮＩＣＵがすぐ満床になり、熊本や福岡では受け入れを依頼された危険な状態の妊婦の3～5割を断っている実態も明らかになった。同会や日本医師会は17年7月、ＮＩＣＵの後方支援施設の充実を国に要望したが、前進していなかった。

一方、ＤＩＣＵ開設とほぼ同時に、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）を4床増床するとともに、新生児科看護師の体制を「7対1」（患者7人に対して看護師1人）に変更、新生児センターの充実を図った。

「総合周産期」センター開設

平成19年11月、「総合周産期母子医療センター」が開設され、周産期医療部門の高度化がさらに進んだ。ハイリスク妊婦に対する医療や高度な新生児医療を24時間受け入れ体制で行う「総合周産期母子医療センター」は、厚生労働省が各都道府県に1カ所以上の設置を目指しており、鹿児島、宮崎をはじめ数県に設置されていなかった。奈良県で妊婦搬送拒否問題が起きたことなどから、鹿児島県でも急務となった。

センター指定には、母体・胎児集中治療室（ＭＦＩＣＵ）6床以上、新生児集中治療室（ＮＩＣＵ）9

床以上などが条件である。このため、ほぼ同等の水準を持っていた市立病院では産婦人科施設の一部を改良し、同年8月、ＭＦＩＣＵ６床を整備、14人体制の助産師も配置した。新生児センターは全国トップクラスの80床で、このうちＮＩＣＵは36床とすでに基準を上回っていた。

市立病院の周産期母子センターでは平成18年度、比較的リスクが高い分娩を９３９件、ハイリスク分娩を５６０件扱った。ハイリスク分娩のうち４３２件は帝王切開、他施設からの母体搬送は１６５件だった。病院では19年9月に「総合センター」指定を県に申請。県周産期医療協議会の同意を経て同10月30日、県庁で吉田紀子保健福祉部長が指定書を上津原甲一院長に手渡した。上津原院長は「万一の際は市立病院が必ず引き受けることで、県内産婦人科医師の後方支援施設として充実を図り、県民に安心を与えたい」と語った。

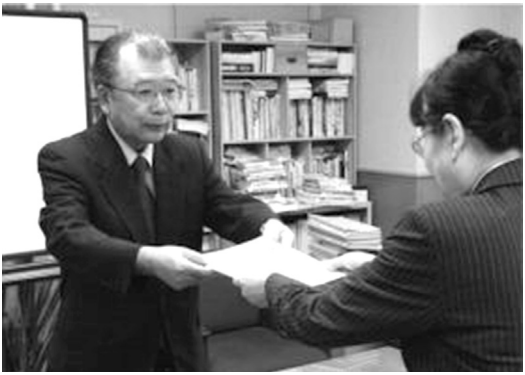

指定書を受ける上津原院長